

国民健康保険制度のお知らせ

保険証および資格確認書の一斉更新について

現在ご使用の保険証および資格確認書の有効期限が7月31日(木)で満了となり、8月以降は使用できなくなるため「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」のいずれかを送付します。

■マイナンバーカードまたはマイナ保険証をお持ちではない方

「資格確認書」を送付します

資格確認書は従来の保険証の代わりとなるものです。有効期限は令和8年7月31日です。ただし、次に該当する方は有効期限が異なります。

①令和8年7月31日までの間に75歳になる方（後期高齢者医療制度の適用となる方）の有効期限は、誕生日の前日です。

→ 有効期限が切れる前に後期高齢者医療の資格確認書を送付しますのでご確認ください。

②令和8年7月1日までの間に70歳になる方の有効期限は、誕生月の月末（1日が誕生日の場合は誕生日の前日）です。

→ 有効期限が切れる前に新しい資格確認書を送付しますのでご確認ください。

■マイナ保険証をお持ちの方

「資格情報のお知らせ」を送付します

資格情報のお知らせは、保険証番号などの資格状況をお知らせするものです。保険証の代わりとはならないため、マイナンバーカードを使用して受診してください。

ただし、マイナンバーカードと資格情報のお知らせの両方を提示することで、保険証の代わりとすることが可能です。

70歳以上の方のみ有効期限があり、令和8年7月31日までとなっています。また、新たに70歳を迎える方には、負担割合を記載した資格情報のお知らせを送付します。

※送付時期は誕生月の月末（1日が誕生日の場合は前月の月末）です。

※誕生月の翌月（1日が誕生日の場合は誕生月）より適用される負担割合が記載されます。

マイナ保険証とは

健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカードのことです。マイナ保険証を医療機関などの機器へかざすことで、保険証の代わりとなります。

- ・マイナ保険証をお持ちの方でも、申請することにより資格確認書の交付を受けることができます。
- ・有効期限が「令和7年7月31日」と記載されている保険証などは、8月1日(金)以降にハサミなどで裁断し破棄してください。

問合せ 健康福祉課国保グループ ☎ 7072



安平町物産館からのお知らせ

住所：安平町早来大町 199 番地 1（JR 早来駅横）

道の駅あびら D51 ステーション

D51 ベーカリー出張販売！

7月22日(火)

11時～14時（売り切れ次第終了）